

松本市・山形村・朝日村中学校組合議会  
令和5年2月定例会

令和5年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会2月定例会が  
令和5年2月6日午後3時30分松本市役所議員協議会室に  
招集された。

令和5年2月6日(月)午後 3時30分開会

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号  
地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
議案第2号  
松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例  
議案第3号  
松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例  
議案第4号  
令和4年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計補正予算(第1号)  
議案第5号  
令和5年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計予算
- 第4 議案第6号  
公平委員会委員の選任について
- 第5 総括質問

出席議員(16名)

1 番	羽多野 美 映	2 番	高 橋 良 二
3 番	高 橋 廣 美	5 番	小 林 弘 之
6 番	中 村 文 映	7 番	北 村 直 樹
8 番	百 瀬 章	9 番	新 居 禎 三
10 番	春 日 仁	11 番	大 池 俊 子
12 番	大 月 民 夫	13 番	百 瀬 昇 一
15 番	櫻 井 健 司	16 番	塩 原 資 史
17 番	上 條 美智子	19 番	神 津 ゆかり

欠席議員（１名）

14番 小出敏裕

説明のため出席した者

管理者 臥雲義尚  
副管理者 小林弘幸  
教育長 伊佐治裕子  
教育委員 百瀬司郎  
中学校長 中川満英

副管理者 本庄利昭  
副管理者 宮之本伸  
教育長 根橋範男  
職務代理者  
教育委員 宮澤美香

事務局職員出席者

事務局長 逸見和行  
事務局次長 塚田雅宏  
事務局次長 三代澤昌秀  
次長補佐 降旗基  
次長補佐 小笠原晃子  
次長補佐 小岩井宏  
主事 藤澤駿輝  
山形村  
教育委員会 小林好子

事務局次長 坂口俊樹  
事務局次長 丸山丈晴  
指導主事 牧野圭介  
次長補佐 小澤弥生  
次長補佐 牧垣孝一  
次長補佐 福島高志  
中学校教頭 百瀬顕正  
朝日村  
教育委員会 上條靖尚

開会及び開議の宣告

議長（上條美智子） それでは、皆様大変お疲れさまでございます。

開会に先立ちまして、ご報告を申し上げます。

このほど、松本市議会選出の勝野智行議員から12月15日に辞職願が提出され、同日付でこれを許可しました。

本日まで松本市議会において、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員選挙が行われていないため、2月定例会は1名欠員となりますのでご報告申し上げます。

これより、令和5年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会2月定例会を開会いたします。現在までの出席議員は16名でありますので、定足数を超えております。よって、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

管理者から、議案が6件提出されております。あらかじめ皆様のお手元にご配付申し上げてあるとおりであります。

本日の議事は、お手元にご配付申し上げてあります議事日程により進めます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（上條美智子） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第32条の規定により、議長において 1 番羽多野美映議員、2 番高橋良二議員を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（上條美智子） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期 2 月定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條美智子） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

議案第 1 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第 2 号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例

議案第 3 号 松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例

議案第 4 号 令和 4 年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 号 令和 5 年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計予算

議長（上條美智子） 日程第 3、議案第 1 号から議案第 5 号までの以上 5 件を一括上程いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

臥雲管理者。

管理者（臥雲義尚） 令和 5 年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会 2 月定例会を招集しましたところ、議員の皆様方にはお忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。

これまで、学校では幾つかの行事を中止してまいりましたが、今年度は関西方面への 2 泊 3 日の修学旅行を 4 年ぶりに再開したり、一部入場制限を行ったものの、3 年ぶりに文化祭を通常開催するなど、これまでの姿に戻りつつあります。

こうした中、岸田総理大臣は 5 月 8 日付で新型コロナについて、感染症法上の分類を 2 類相当から季節性インフルエンザなどと同じ 5 類に移行することを発表しました。

今後は、子どもの学びを最大限尊重する環境を学校現場と連携をして整えてまいります。  
次に、不登校支援の進捗について申し上げます。

昨年10月に文部科学省が発表した全国の小・中学校の不登校調査によりますと、令和3年度の不登校児童・生徒数は24万人で過去最多という結果となり、鉢盛中学校においても深刻な問題であると捉えています。

昨年度の総合教育会議におきまして、鉢盛中学校は松本市と比較しても、不登校生徒の割合が課題とされたことを受けまして、今年度は予算を計上し、相談室体制の見直しとグループワークトレーニングの研修を実施したところであります。

それでは、ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

本日提案申し上げます議案は、条例3件、予算2件となっています。

初めに、議案第1号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員等の定年が引き上げられることなどに伴い、関係条例を一括改正及び廃止するものであります。

次に、議案第2号、第3号につきましては、個人情報保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から全面施行されることに伴い、松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例を全部改正するとともに、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例について、新たに制定するものであります。

次に、議案第4号 令和4年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

補正の主な内容としましては、燃料費や地方創生臨時交付金を活用した学校給食賄材料補助事業費を増額する一方で、普通教室棟等の校舎屋根の塗装工事の契約差金を減額することなどによって、予算の総額から歳入歳出それぞれ188万円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億9,209万円とするものであります。

次に、議案第5号 令和5年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計予算についてであります。

組合の歳入は大部分が地方交付税と構成市村の分担金で賄われていますが、今後の地方交付税による収入は、生徒数の減などによって減少が見込まれています。今後も、学校の施設や設備の経年劣化に伴う補修のほか、教育環境や情勢の変化に伴って対応すべき需要の増大も推測されます。

こうした財政状況の中で、構成市村の財政負担の平準化を最大限考慮しながら、学校運営に必要な事業を厳選して、令和5年度当初予算の歳入歳出予算総額に前年度比496万円の減額をし、1億8,525万円を計上するものであります。

令和5年度の主な事業としましては、受水槽改修事業に関する費用を計上し、生徒の安心・安全な教育環境の整備に取り組んでまいります。

以上、5件につきまして、よろしくご審議を賜るようお願いいたします。それぞれの詳細につきましては、補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（上條美智子） 塚田事務局次長。

事務局次長（塚田雅宏） 事務局次長の塚田雅宏です。よろしくお願い致します。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。

議案第1号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

1の趣旨でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律によりまして、地方公務員の定年が引き上げられることに伴い、関係条例を一括改正及び廃止するものでございます。

2の対象条例・改正の主な内容でございますが、（1）一括改正する条例、ア、松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の定年等に関する条例ですが、これは管理監督職員からの降任に関わる規定を追加いたしました。

条例の新旧対照表については、議案書4ページ、5ページでございます。

イになりますが、松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の勤務時間及び休暇などに関する条例でございますが、これは職員の給料、勤務時間その他の勤務条件について定める規定の整理を行ったものでございます。条例の新旧対照表につきましては、議案書6ページでございます。

ウの松本市・山形村・朝日村中学校組合一般職員の給与に関する条例でございますが、これは（ア）職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について条例に定める規定の整理を行ったものと、（イ）会計年度任用職員を除く規定を追加したものでございまして、議案書7ページに新旧対照表がございます。

エの松本市・山形村・朝日村中学校組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例では、定年前再任用短時間勤務職員に係る規定の整理を行ったもので、議案書8ページ、9ページに新旧対照表がございます。

また、（2）廃止する条例でございますが、松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の再任用に関する条例でございますけれども、これは定年前再任用短時間勤務職員の規定の追加に伴いまして、従来の再任用制度を廃止するものでございます。新旧対照表については10ページでございます。

3の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、条文については議案書3ページのとおりでございます。

条例施行日は、令和5年4月1日となります。

議案第1号の説明は、以上です。

続きまして、議案書11ページをお願いいたします。

議案第2号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例についてご説明いたし

ます。

1の趣旨でございますが、個人情報保護に関する条例が改正されまして、令和5年4月1日から全面施行されることに伴いまして、松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の全部改正を行うものでございます。

2の経過でございますが、令和4年12月16日に開催されました松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護審査会におきまして、国が想定をしております現条例を廃止した後、法施行条例を制定するのか、または管理市である松本市に準じまして、組合独自の規定を含め、現条例を全部改正するかのご検討をいただきました。その結果、現条例を全部改正し、2月定例会に提出するものでございます。

3の概要中、(1)改正の背景でございますが、改正前につきましては、「行政機関個人情報保護法」、「独立行政法人等個人情報保護法」、「個人情報保護法」と各機関ごとに制定されておりましたが、改正後は関係法令及び条例が一本化されまして、内閣府外局の個人情報保護委員会が一元的に所管することとなります。

(2)法改正の概要ですが、お示しのとおり、アからオにございますが、まず個人情報の定義を国・民間・地方で統一いたします。

また、制度の運用に関する判断は、国の個人情報保護委員会が実施いたします。また、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する法律を明確化します。それから、情報の開示請求等に関する手続規定も一本化されます。

なお、改正法によりまして、議会は対象から除外されるため、別途、議会としての個人情報保護条例の制定が必要となります。

4の主な制定内容でございますが、(1)開示請求に関する手数料や(2)行政機関匿名加工情報の利用に関する手数料がお示しのとおり制定されます。

条例については、資料1のとおりで、議案書13ページから18ページまでとなります。

条例の施行日につきましては、令和5年4月1日となります。

議案第2号の説明は、以上です。

続きまして、議案書19ページをお願いいたします。

議案第3号 松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例について、ご説明いたします。

1の趣旨でございますが、個人情報保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から全面施行されることに伴いまして、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例を新たに制定するものでございます。

2の制定理由ですが、法改正に伴い、個人情報保護制度の法体系が変更となります。

地方公共団体における個人情報保護制度は、改正法が規定します全国的な共通ルールが適用されますが、地方公共団体の議会はこの全国的な共通ルールの適用対象から除外されております。

松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例においても、先ほどの第2号、法議案でもご説明させていただきましたが、適用対象から議会を除外する予定でございます。

以上の理由により、議会が保有する個人情報に関し、規律する基本例規がなくなることから、引き続き条例による個人情報保護制度の適正運用を図るべく、改正個人情報保護条例の施行までに議会独自の個人情報保護条例を制定するものでございます。

3の条例の概要でございますが、改正個人情報保護法に適用するように作成されました全国市議会議長会の条例（例）及び全部改正後の松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例に規定内容を合わせるものでございます。

条例については、資料1のとおりでございます。議案書21ページから35ページまでとなります。

施行日につきましては、令和5年4月1日となります。

議案第3号の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第4号 令和4年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

これからご説明する金額につきましては、1,000円未満を切り捨てて、万円単位といたします。

今回の補正は、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ188万円を増額し予算総額を1億9,209万円とし、第2条で新たに債務負担行為を追加するものでございます。

議案の説明の前に、補正の概要につきましては、64ページの後ろから別紙、令和4年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計補正予算（第1号）及び令和5年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計当初予算概要によりまして、主な内容について説明をいたします。

別紙の1ページをお願いいたします。

1の補正の規模につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。

2の朝日村に一括交付されます交付税を除いた構成市村の分担金額は維持経営費、学校建築費とも表の3列目、令和4年度補正後分担金欄にお示しのとおりでございます。

維持経営費分担金は補正額欄571万円の減、学校建築費分担金は302万円の減となるものでございます。

続きまして、3、主な内容についてご説明いたします。

歳入欄の括弧項目欄に沿って、補正額欄、内容欄を中心にご説明いたします。

内容欄の数字は、矢印の前の数字が補正前の額、矢印後の数字が補正後の額、また括弧内の数字が補正額となっています。項目欄の数字は、予算書の款の番号となっております。補正のない款については、欠番となっておりますのでご承知おきください。

1の（1）維持経営費分担金は、補正額601万円の減となっております。内容欄にお示しのとおり、地方交付税は補正係数や単位費用が当初の見込みから減となったことによりまして、

29万円の減となっています。一方、市村分担金は571万円の減となっているものです。

(2) 学校建築費分担金は、補正額302万円の減となっています。内容欄にお示しのとおり、市村分担金が302万円の減額、地方交付税につきましては当初の見込みどおりとなっているものです。

3、国庫支出金は55万円の増ですが、特別支援教育就学奨励費補助金の追加及び学校保健特別対策事業費補助金などにより増額するものでございます。

4、県支出金は11万円の減ですが、部活動指導員の配置に関わる教育支援体制整備事業費補助金が減となったものです。

繰越金は、前年度繰越金が確定したことによりまして、1,047万円の増となっています。

歳入は、188万円の増額となります。

続いて、2ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

3、教育費は88万円の増となります。(1) 教育総務費は95万円の減となります。

主な内容は、内容欄白丸の事務局費の1つ目の黒ポツ、人件費は人事異動に伴う職員給与などの減によるものでございます。

続きまして、(2) 中学校費は183万円の増です。内容欄の1つ目の白丸、学校管理費は485万円の増で、主な内容として1つ目の黒ポツ、人件費20万円の増は制度改正に伴う勤勉手当の増などによるものでございます。

次に、2つ目の黒ポツ、一般管理費292万円の増ですが、需用費では燃料費に100万円の増額、光熱水費の電気料を170万円の増額をしています。これは燃料費、電気料の価格高騰に伴い、増額するものでございます。また、委託料は新たにアカウント管理業務委託を5万円増額しています。

次に、3つ目の黒ポツ、要保護・準要保護生徒就学援助費91万円の増は、支給人数が4名増の50名になったことなどによるものです。

続きまして、4つ目の黒ポツ、特別支援教育就学奨励事業費29万円の増額は、支給人数が1名増の20名になったことなどによるものです。

次に、5つ目の黒ポツ、コミュニティ・スクール事業費5万円の増は、中学校にてコミュニティ・スクール事業として行うみそ作りに係る経費を追加したものでございます。

その下の黒ポツ、負担金65万円の増は、地方創生臨時交付金を活用した学校給食賄材料補助事業の実施によるものでございます。

その下の黒ポツ、補助金17万円の減は、音楽鑑賞会の中止による補助金を減額するものでございます。

その下の白丸、学校施設費302万円の減につきましては、校舎屋根塗装事業の契約差金によるものでございます。

予備費については100万円を増額しています。

歳出は、歳入と同額の188万円の増額となります。

債務負担行為として、新たにアカウント管理業務委託の債務負担を追加するものでございます。

それでは、ここから議案書の事項別明細に沿って、ご説明を申し上げます。

先ほど、概要でご説明したものと重複するところもございますが、よろしく願いいたします。

議案書の40、41ページをお願いいたします。

歳入の補正内容ですが、1款分担金及び負担金は、表の3列目、補正額の欄の隣、903万円を減額するものです。

内訳は、その下の別表、維持経営費分担金の計の欄をご覧ください。

右ページの調整前欄の朝日村に一括交付されます交付税5,418万円に対し、交付税の決定額は、その右側の調整後の交付税欄にありますように5,388万円で、差額は右端、調整見込額の交付税欄にありますように29万円の減となります。

また、交付税を除いた維持経営費が、調整前の分担金の欄の計9,348万円から調整後の分担金欄の計8,777万円になることから、左ページの調整後の令和4年5月1日の生徒数で再度案分をいたしまして調整するものです。増減額は、表の一番右の調整見込額、表の計の各市村の行にお示しのとおりでございます。

次に、別表2、学校建築費分担金は、右ページの調整前欄の朝日村に一括交付されます交付税200万円に対しまして、交付税の決定額はその右側の調整後の交付税欄にありますように200万円同額で、右側、調整見込額の交付税欄にありますように同額となっております。

また、交付税を除いた学校建築費が、調整前の分担金欄の計3,702万円から調整後の分担金欄の計3,400万円に減額することから、左ページの調整後の令和4年5月1日の戸数で再度案分をいたしまして、調整するものでございます。増減額は、表の一番右側の調整見込額計の欄の各市村の行にお示しのとおりでございます。

次に、3款国庫支出金は、先ほども概要でご説明いたしました。特別支援教育就学奨励費補助金の追加及び学校保健特別対策事業費補助金等によりまして、55万円増額するものでございます。

続きまして、4款県支出金は、先ほどご説明いたしました。部活動指導員の配置に関わる教育支援体制整備事業費補助金の減によりまして、11万円減額するものでございます。

また、6款繰越金につきましても、先ほどご説明いたしました。前年度からの繰越金額の確定によりまして、1,047万円増額するものです。

42、43ページをお願いいたします。

こちらは歳出でございますが、左上3款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額の欄95万円の減は、右ページの説明欄1つ目の白丸、人件費の人事異動に伴う減額でございます。

2 項中学校費、1 目学校管理費は、補正額の欄、485万円を増額するもので、主な内容は右ページの説明欄をご覧ください。1 つ目の白丸、人件費は職員手当の実績に伴う追加など20万円の増額でございます。それ以外の増減は、概要で申し上げたとおり制度改正に伴う勤勉手当の増などによるものでございます。

続きまして、3 目学校施設費は、補正額の欄、302万円を減額するもので、説明欄の白丸、校舎屋根塗装事業の契約差金等による減額でございます。

5 款予備費は、100万円を増額するものでございます。

44ページをお願いいたします。

1、一般職（会計年度任用職員以外の職員）は、正規職員の職員数及び給与費の補正内容をお示ししたものでございます。人数に変更はございませんが、給料70万円の減、職員手当10万円の減、共済費10万円の減となっております。

45ページをお願いいたします。

2、会計年度任用職員は、会計年度任用職員の職員数及び給与費の補正内容をお示ししたものでございます。人数に変更はございませんが、共済費10万円の増となっております。

ページの下側、附表2につきましては、新たにアカウント管理業務委託の債務負担行為補正を追加するものでございます。

議案第4号の説明は、以上でございます。

続きまして、議案書47ページをお願いいたします。

議案第5号 令和5年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計予算についてご説明いたします。

令和5年度当初予算でございますが、第1条のとおり、予算総額を歳入歳出それぞれ1億8,525万円とするもので、前年度対比496万円の減となっております。

ここで、先ほどと同様に64ページ以降の別紙、令和4年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計補正予算（第1号）及び令和5年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計当初予算の概要をご覧ください。

別紙3ページをお願いいたします。

記載の予算額につきましては、先ほどと同様に、1,000円以下を切捨て、万円単位でお伝えいたしますので、ご了承いただきたいと思います。

1の予算の規模につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

参考までに、過去5年間の年度別予算額と主な事業をお示ししてございます。

2の構成市村分担金額は、学校運営に関わる維持経営費分担金が、2列目のとおり、1億4,162万円、前年度と比較して4列目の増減欄のとおり、605万円の減となっております。

これは、主に備品購入費や工事請負費の減によるものです。

また、施設整備などに関わる学校建築費分担金が2列目のとおり、4,048万円で前年度と比較して、増減欄のとおり145万円の増となっております。これは主に、受水槽改修工事の増

によるものです。

3の主な内容ですが、まず、歳入についてご説明申し上げます。

説明は歳入の項目名、2列目の本年度の額、4列目の比較、5列目の内容欄を中心にご説明いたします。

また、内容欄の数字で、矢印の前の数字については令和4年度の当初予算額、矢印後の数字は令和5年度当初予算額、括弧内は増減額となっています。

まず、(1)維持経営費分担金と(2)学校建築費分担金は、ただいま申し上げた構成市村の分担金金額のとおりでございます。

次に、3の国庫支出金は40万円で、前年度に比べて20万円の減となっています。

特別支援教育就学奨励費補助金として、対象生徒を15名と見込んでおります。

続きまして、4の県支出金は18万円で、前年度に比べて18万円の減となっています。

部活動指導員の配置に対する国・県の補助金を見込むものでございまして、現在鉢盛中学校で勤務している部活動指導員は2名いますが、そのうち1名は来年度で採用から6年目となり、県支出金の対象外となり、その分を組合の一般財源から負担するものでございます。

続きまして、5の財産収入は33万円で、教職員住宅の貸付料でございます。

以上、歳入の総額は1億8,525万円となっています。

4ページをお願いいたします。

歳出でございますが、歳入同様各項目の本年度欄、比較欄、内容欄に沿って、主なものについてご説明させていただきます。

1、議会費は本年度予算額39万円で、前年度と同額であります。

2、総務費は本年度予算額13万円で、前年度と同額でございます。

3、教育費は本年度予算額1億7,479万円で、表の比較欄のとおり前年度に比べ、428万円の減となっています。

(1)教育総務費は2,291万円で、前年度に比べ67万円の減となっています。

主なものは、内容欄の白丸、事務局費の1つ目の黒ポツ、人件費が88万円の減で、職員の人事異動に伴う給料、職員手当の減によるものでございます。

また、2つ目の黒ポツ、一般管理費21万円の増は、費用弁償の増や公用車車検費用の増によるものです。

続きまして、(2)中学校費は1億5,188万円で361万円の減となります。

主な内容は、白丸、学校管理費の2つ目の黒ポツ、一般管理費の2行目、報償費121万円ですが、昨年の総合教育会議で検討されました不登校生徒対策支援の相談員の配置を週数3日から5日に増やすため、報償費を増額したものでございます。

この行、1行下の需用費では、光熱水費956万円のほか、消耗品費383万円、燃料費397万円など2,142万円を計上いたしました。

続きまして、3つ目の黒ポツ、授業用校用備品充実整備費には329万円を計上しています。

一番下の黒ボツ、負担金には362万円計上してございます。

主な内容としては、新たに生徒のみを対象といたしました給食費の改定に伴う保護者負担金の補填について計上してございます。

続きまして、一番下の白丸、学校施設費は3,154万円で、前年に比べ213万円の増となっております。

主な内容は、先ほど申し上げましたが、受水槽改修工事を5年度内に実施する予定で計画してございます。

続きまして、4の公債費ですが、894万円で68万円の減となります。

最後に、予備費に前年度と同額の100万円を計上し、歳出総額は1億8,525万円となっております。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、50、51ページをお願いいたします。

ここからは、事項別明細によりご説明いたします。ただいまご説明いたしました概要の中身と重複するところがございますが、よろしくをお願いいたします。

歳入の主なものをご説明します。

50ページ左上、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目組合分担金は、本年度欄1億8,210万円で、前年度比460万円の減となっております。このうち右側のページ、維持経営費分担金は1億4,162万円となっております。

右ページの説明欄の表中、朝日村に一括納入される交付税については、5,449万円を見込んでおります。その右側の分担金欄のとおり、交付税を除いた8,712万円を令和5年5月1日見込生徒数で案分をいたしまして、各市村にご負担をお願いするものでございます。

また、その下、学校建築費分担金は4,048万円で、右ページの説明欄の表中、朝日村に一括算入される交付税分は218万円を見込み、その右の分担金欄のとおり、交付税を除いた学校施設費及び公債費の一般財源相当額3,830万円を令和4年12月1日現在の戸数で案分し、各市村からご負担いただくものです。

50ページ中ほど、3款国庫支出金は、特別支援教育就学奨励費補助金40万円を見込んでおります。

4款県支出金は、18万円を見込んでおります。部活動指導員の配置に関わる国・県の補助金でございます。補助率については、国・県合わせて3分の2となっております。

5款財産収入ですが、教職員住宅の貸付収入額33万円を見込んでございます。

次に、52、53ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

歳出の基礎となります学級数は、35人を定員とした場合の普通学級が13学級、また特別支援学級が5学級で、どちらも前年と同数の18学級、生徒数の見込みは前年度から7人増の421人で算出を行っています。

上から、1款議会費、2款総務費は、議会、行政委員の運営経費です。

左下、3款教育費は1億7,479万円で、前年度比428万円の減となっています。

1項教育総務費、2目事務局費は2,291万円で、前年度比67万円の減となっております。

主な内容は、53ページの説明欄をご覧ください。白丸、人件費ですが、職員の人事異動に伴う給料、職員手当の減により、前年度比88万円の減となっております。

次に、55ページの説明欄をご覧ください。最初の白丸、一般管理費ですが、上から1つ目の黒ボツ、事務費等は費用弁償の増や公用車車検費用の増によりまして、前年度比28万円の増となっております。

続きまして、2項中学校費は1億5,188万円で、前年度比361万円の減となっています。

1目学校管理費は1億2,008万円で、前年度比574万円の減となっています。

主な内容としまして、説明欄の1つ目の白丸、人件費3,157万円は、実績による報酬の減や、人事院勧告による給料表の増や勤勉手当の増により、前年度比66万円の増となっています。

2つ目の白丸、一般管理費6,721万円は、前年度から245万円の増となっており、主な要因は燃料費や光熱水費の増となっています。

続きまして、56、57ページをお願いいたします。

説明欄3つ目の白丸、特別支援教育就学奨励費事業費86万円は、前年度比43万円の減で、対象生徒数は前年度の19名から4名減の15名を見込んでおります。

5つ目の白丸、コミュニティ・スクール事業費は27万円を計上いたしました。これは運営委員会のご意見を踏まえ、花壇や農園の整備に関わる経費を計上しています。

7つ目の白丸、中学校営繕費は298万円を計上いたしました。

8つ目の白丸、生徒保健管理費は289万円を計上いたしました。

10番目の白丸、負担金は362万円を計上しました。これは生徒のみを対象とした給食費の改定に伴う保護者負担分の補填について計上してございます。

58、59ページをお願いいたします。

3目学校施設費は3,154万円で、前年度比213万円の増となっています。受水槽の交換工事に関する事業費でございます。

4款公債費は894万円で、前年度比68万円の減となっています。

60ページをお願いいたします。

このページから63ページまでは、付表1、給与費明細書でございます。

60ページの1特別職につきましては、表の一番下の比較欄のとおりでございますが、前年度と同数、同額となっています。

その下の一般職（会計年度任用職員以外の職員）、（1）総括表の職員数、本年度の欄、事務局職員1名、栄養士1名の計2名となっています。

63ページをお願いいたします。

3、会計年度任用職員、（1）総括表の職員数、今年度の欄はパートタイム会計年度任用

職員数21名となっています。会計年度任用職員の職員手当は、その下の表のとおり414万円を計上しています。

64ページをお願いいたします。

付表2として、債務負担行為に関する調書でございます。

表の1番目は、空調設備整備事業として限度額1億3,543万円、令和4年度までの支出額2,357万円、令和5年度以降の支出予定額として1億1,186万円としています。

次に、空調設備整備事業（第2期分）としまして、限度額7,920万円、令和4年度までの支出額1,179万円、令和5年度以降の支出予定額6,741万円としています。

最後に、ICT支援員配置業務委託料とて、限度額1,188万円、令和4年度までの支出額740万円、令和5年度以降の支出予定額448万円としています。

最後に、付表3、地方債についての調書をご覧ください。

表の右端、令和5年度末の本組合の借入金残高は3,925万円となる見込みです。

説明は以上でございます。

議長（上條美智子） ただいま理事者から上程議案に対する説明がありました。これより本件に対する質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

（発言する者なし）

議長（上條美智子） 質疑は特にないようですので、質疑を終結いたします。

次に、以上の案件に対し、意見のある方の発言を求めます。

（発言する者なし）

議長（上條美智子） 特にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條美智子） それではないようでありますので、これより採決いたします。

最初に、議案第1号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條美智子） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

次に、議案第2号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上條美智子） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

次に、議案第3号 松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條美智子) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

次に、議案第4号 令和4年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計補正予算(第1号)について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條美智子) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

次に、議案第5号 令和5年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計予算について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條美智子) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

#### 議案第6号 公平委員会委員の選任について

議長(上條美智子) 日程第4、議案第6号 公平委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。なお、説明は着座のままで結構です。

臥雲管理者。

管理者(臥雲義尚) ただいま上程されました議案第6号 公平委員会委員の選任については、松本市の田中春男委員の辞職に伴い、降任として山本綾子氏を選任しようとするものがあります。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長(上條美智子) ただいま理事者から上程議案に対する説明がありました。

お諮りいたします。

ただいま上程されました人事案件につきましては、直ちに採決いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條美智子) ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第6号 公平委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上條美智子) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、これに同意することに決しました。

### 総括質問

議長（上條美智子） 日程第5として、総括質問を予定していましたが、指定された締切りまでに発言通告がありませんでしたので、以上をもちまして今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

### 閉会の宣告

議長（上條美智子） これをもちまして、本会議を終了いたします。

地方自治法第123条第2項の規定より、ここに署名する。

令和5年2月6日

議 長 上 條 美 智 子

署名議員 羽 多 野 美 映

署名議員 高 橋 良 二